

地域指定年度	昭和 45 年度
計画策定年度	昭和 45 年度
計画見直し年度	昭和 53 年度
	平成 8 年度
	平成 14 年度
	平成 21 年度
	平成 26 年度

上三川農業振興地域整備計画書

平成 26 年 7 月

栃木県河内郡上三川町

目 次

	ページ
第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向.....	1
(1) 土地利用の方向.....	1
ア 土地利用の構想.....	1
イ 農用地区域の設定方針.....	3
(2) 農業上の土地利用の方向.....	5
ア 農用地等利用の方針.....	5
イ 用途区分の構想.....	5
ウ 特別な用途区分の構想.....	6
2 目標とする農用地等の面積と確保に関する事項.....	7
3 農用地利用計画.....	8
第2 農業生産基盤の整備開発計画	8
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	8
2 農業生産基盤整備開発計画.....	9
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	9
4 他事業との関連.....	9
第3 農用地等の保全計画	10
1 農用地等の保全の方向.....	10
2 農用地等保全整備計画.....	10
3 農用地等の保全のための活動.....	10
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	11
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	11
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	11
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	11
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	12
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策.....	13
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	15
第5 農業近代化施設の整備計画	15

1 農業近代化施設の整備の方向	1 5
2 農業近代化施設整備計画	1 6
3 森林の整備その他林業の振興との関連	1 6
 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	1 7
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	1 7
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	1 7
3 農業を担うべき者のための支援の活動	1 7
4 森林の整備その他林業の振興との関連	1 7
 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	1 8
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	1 8
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	1 8
3 農業従事者就業促進施設	1 8
4 森林の整備その他林業の振興との関連	1 8
 第8 生活環境施設の整備計画	1 9
1 生活環境施設の整備の目標	1 9
2 生活環境施設整備計画	2 0
3 森林の整備その他林業の振興との関連	2 0
4 その他の施設の整備に係る事業との関連	2 0
 第9 付図	別添
1 土地利用計画図（付図1号）	
2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	
 別記 農用地利用計画	2 1
(1) 農用地区域	2 1
ア 現況農用地等に係る農用地区域	2 1
イ 現況森林、原野等に係る農用地区域	2 1
(2) 用途区分	2 1

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本町は、栃木県の南東部に位置し、首都東京都から90km圏にある。北は宇都宮市、東は真岡市、南と西は下野市とそれぞれ隣接している。本町の広さは、南北10.5km、東西8.25km、総面積は54.52km²である。関東平野の一角を占め、地形はほぼ平坦で、東には鬼怒川、中央には江川、西部には田川が流れ、その流域は豊かな田園地帯を形成している。

気候は内陸性で、気温の年・日格差が大きく、冬期の日照時間が長い。年間降水量は1,718.0mm、年平均気温は13.8℃（宇都宮地方気象台調べ）である。

交通条件では、本町の西に隣接してJR宇都宮線石橋駅があり、本町への玄関口となっている。道路網では、本町の中央を縦貫する新国道4号と西端を縦貫する国道4号、主要地方道宇都宮結城線、東西に延びる国道352号・主要地方道真岡上三川線を中心骨格が構成されている。また、北関東自動車道が全線開通し、本町の道路網は飛躍的に向上した。

土地利用の現状としては、市街化区域が757ha、市街化調整区域が4,695haである。農業振興地域は4,622haであり、農業振興地域のうち、農用地は57.1%を占め、次いで住宅地10.8%、森林・原野5.1%、工場用地0.4%、農業用施設用地0.3%となっている。近年の土地利用の動向としては、宇都宮市への都市機能の集積とあいまって、住宅の需要が増加したことによる宅地開発や北関東自動車道等の整備が進み、交通利便性が向上したことにより工業団地等が造成され、農用地や森林が大きく減少している。

本町は、鬼怒川等の河川流域を中心に平坦で肥沃な土地を生かして、農業を基幹産業として発展してきた。昭和40年代からは、自動車産業の進出により、田園工業の町として歩み始め、産業の動向では、第2次産業の割合が極めて高くなっている。人口も増加していたが、現在は減少傾向にあり、特に農村地域においては人口が減少し、1世帯あたりの家族構成員の減少、高齢化の進行等により、地域社会が弱体化しつつあり、活性化が必要となっている。

農業では、首都圏に位置するという地理的優位性を活かして、米麦を中心に、野菜、畜産などが複合した都市近郊型農業が展開されている。しかし、農家・農業就業人口の減少

や農産物価格の低迷、燃料・飼料・農業資材等の高騰、輸入農産物の増大とあいまって、農業生産額は減少傾向にある。

今後は、生産性の向上や収益性の高い作物導入に向け、農用地の有効活用と農業の担い手の育成を進める。農業生産にあっては、生産コスト低減技術の導入のほか、家畜排せつ物の堆肥化、稲わらの活用等循環型農業に向けた取組を進める。また、食の安全安心の確保、農業と食品産業等との連携や農産物のブランド化等農業競争力の強化に努める。

さらに、地産地消の推進、農産物直売や加工等を通じた消費者とのつながりや農業・農村体験の場の提供等都市と農村の交流を進め、活力ある農業・農村づくりを展開する。

本町では都市化、工業化の進展が予想され、非農業的土地需要は増加するものと考えられるが、農業・農村は食料の供給のほか、水源かん養・自然環境の保全等公益的機能を有し、重要な役割を果たしているので、都市的利用と農業を始めとする自然的土地利用の調和のとれた計画的な土地利用を推進する。

また、地域農業の振興を図る観点から、都市計画等との調整を図りつつ農用地の確保に努める。

農業振興地域内面積

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成24年)	2,639	57.1	16	0.3	234	5.1	497	10.8
目標 平成35年	2,609	56.5	18	0.4	204	4.4	517	11.2
増減	△ 30		2		△ 30		20	

区分 年次	工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成24年)	20	0.4	1,216	26.3	4,622	100
目標 平成35年	20	0.4	1,254	27.1	4,622	100
増減	0		38		0	100

資料：農業振興地域整備計画管理状況報告書

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域設定方針

本地域内にある現況農用地 2,639 ha のうち、a～c に該当する農用地で、(a)～(c) に掲げる農用地以外の約 2,102 ha について、農用地区域を設定する。

a 集団的に存在する農用地

10ha 以上の集団的な農用地

約 428 ha

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る受益区域内にある土地

約 1,674 ha

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るために、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域に含めない。

537 ha

(a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地で、団地規模が 10 ha 以下の農用地

該 当 集 落	当該農用地面積
磯岡、西木代、上文挾、西汗、東汗、西蓼沼、東蓼沼、上郷、上三川、坂上、三本木、三村、五分一、上蒲生、石田、鞘堂、上神主、下神主、川中子、多功、大山、梁、下蒲生	439 ha

(b) 畑地のみでは 10ha 以下の広がりであるが、農用地としては一体的な広がりのある区域は目標年までに農用地区域の設定を目指す。

上三川、坂上、三村、三本木、上郷、多功

21 ha

(c) 道路沿線及び集落からの開発が見込まれていた農用地

大字石田、大字磯岡、大字上蒲生、大字上郷、大字上三川、大字下蒲生、
大字多功、大字西汗、大字梁

計 約 77 ha

うち、土地改良事業実施済み地域であり、農用地区域の設定を目指す地域

大字石田、大字上蒲生、大字上三川、大字下蒲生、大字多功、大字梁

約 47 ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況の農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの 16 ha について、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野についての農用地区域の設定方針

該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域内の現況は、農地 2,102 ha、採草放牧地 0 ha、混牧林地 0 ha、農業用施設用地 16 ha となっている。

農地については、米・麦等の土地利用型作物、施設園芸、畜産等を基調として効率的な利用を図るものとする。

農用地区域内の目標年次（H 3-5）の用途別面積

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			単位：ha
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
東部地区	1,134	1,158	24	0	0	0	0	0	0	
西部地区	968	980	12	0	0	0	0	0	0	
計	2,102	2,138	36	0	0	0	0	0	0	

区分 地区名	農業用施設			計			森林・原野等		現況
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	現況	
東部地区	10	11	1	1,144	1,169	25		88	
西部地区	6	7	1	974	987	13		146	
計	16	18	2	2,118	2,156	38		234	

イ 用途区分の構想

(ア) 東部地区

江川水系に属する平坦な農用地概ね 1,144 ha については、既に大部分は土地基盤整備が完了しており、用排水条件も良くその殆どが傾斜度 1/300 未満、団地規模 30 ha 以上の集団的な農用地であるため、引き続き水田及び農業用施設用地としての利用を確保する。なお、市街化区域の東側にある畑地については、露地野菜等が栽培され、平均して区画が大きく、機械化の条件に恵まれているため、畑地として確保する。

(イ) 西部地区

田川水系に属する平坦な農用地概ね 974 ha については、既に大部分は土地基盤整備が完了し、用排水条件も良くその殆どが傾斜度 1／300 未満、団地規模 30 ha 以上の集団的な農用地であるため、引き続き水田及び農業用施設用地としての利用を確保する。

なお、市街化区域西側及び下野市境東側にある畑地については、露地野菜、かんぴよう等が栽培されており、畑地として確保する。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 目標とする農用地等の面積と確保に関する事項

(1) 基準年（平成24年）の農用地区域内の農地（耕地）面積

農地（耕地）面積 2,097ha

(2) 目標年（平成35年）までに減少が見込まれる農用地区域内の農地面積

農用地等を農用地等以外の用途に供するための農用地区域からの除外や耕作放棄発生について、過去5年間のすう勢が今後も引き続き継続した場合を見込むものとする。

農地（耕地）の減少面積 8ha

(3) 目標年（平成35年）までに見込まれる農用地区域への編入及び除外抑制面積

農振白地地域の農地のうち、10ha以上の中でも集団的に存在する農地の一部及び農業生産基盤整備事業等の施策の推進によって農用地区域に編入する面積を見込むものとする。

また、平成21年6月の農振法及び農地法改正により農振除外要件や農地転用基準が見直されたことによる除外抑制効果を見込むものとする。

農用地区域への編入及び除外抑制面積 48ha

(4) 目標年（平成35年）までに見込まれる耕作放棄地の抑制及び再生面積

日本型直接支払制度などの実施により、地域ぐるみによる農地保全に関する共同活動の推進によって、今後発生が見込まれる耕作放棄地を抑制する。

また、現在もしくは今後発生する耕作放棄地については、農業経営の安定化に向けた取組によって再生・有効利用を図ることとする。

耕作放棄地発生の抑制及び再生面積 1ha

[※ 抑制面積は今後発生が見込まれる耕作放棄地を抑制する面積である。
※ 再生面積は現在発生している耕作放棄地を再生する面積である。]

(5) 目標年（平成35年）において確保される農用地等の面積

農地（耕地）面積 2,138ha

3 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町の農業生産基盤については、大正時代に整備された農地が一部現存するが、多くは昭和34年から始まった団体営圃場整備事業を契機として、全町圃場整備事業を目標に整備されてきた。

現在、農地の圃場整備率は71.9%（整備済面積1,940ha）である。水田については、要圃場整備面積1,809haのうち、1,680haが整備済となっており、整備率は92.9%となっている。平均田区は20～30a規模である。

今後は、認定農業者を中心とした担い手や集落営農組織等が生産の中心を担う農業生産を継続的に進めるため、圃場の大区画化や水田の汎用化、畑地帯の整備等を推進し、担い手への農地の利用集積、農地の高度利用、生産コストの低減を図る。

圃場の区画については、効率的な大型機械に対応できるよう、1ha区画程度の大区画化を推進するとともに、農道の整備、用排水路の整備を促進する。畑地帯についても、農地の集積や大型機械に対応できるよう農道の整備を進める。

農地等農業生産基盤の整備においては、農業生産活動による環境汚染や生物多様性の維持に及ぼす影響が懸念されている中、環境に配慮した事業推進が求められている。農村の自然環境や景観等との調和に配慮して整備を進めることとし、自然環境の保全と一体となった取組を推進する。

さらに、農業従事者の兼業化や高齢化、農村集落内における農家住宅と一般住宅との混住化の進行等により、適切な保全管理が困難になってきている農地・農業用水路等について、農村環境や景観の保全向上を図るために、日本型直接支払制度を実施し地域の合意にもとづく農業者等による創意工夫を活かした農地・水路の管理の取組みを進め、農村環境の質的向上に努める。

また、農業生産を支える水路、堰等の農業用施設の維持・保全を図るために、計画的な更新整備や保全対策を進めるとともに、農業用水の適切な確保や災害の防止に努める。

ア 東部地区

本地区は鬼怒川と江川の間の流域を主とし、農地は田85%、畑15%の構成であり、田は鬼怒川低地に、畑は台地に分布している。田の圃場整備はほぼ完了している。畑については未整備地区が多くあり、今後、畑作振興にあわせて農道の整備を進める。

イ 西部地区

本地区は田川沿岸の田川低地を主とする地区で、農地は田83%、畑17%の構成である。田は田川低地に、畑は台地に分布している。田の圃場整備はほぼ完了している。畑については未整備地区が多くあり、今後、畑作振興にあわせて農道の整備を進める。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号
		受益地区	受益面積	
県営かんがい排水事業	排水路の改修	西部地区 (B-2)	265.0 ha	1
農業基盤整備促進事業	農道の整備	東部地区 (A-2)	1.4 ha	2
	"	西部地区 (B-2)	0.7 ha	3
県単土地改良事業	樋門の改修	西部地区 (B-1)	4.4 ha	4
	排水路の改修	西部地区 (B-1)	5.0 ha	5
	"	東部地区 (A-2)	5.1 ha	6
	用水路の改修	東部地区 (A-3)	3.5 ha	7
	"	東部地区 (A-2)	2.8 ha	8

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

農業、農村の振興を進めるため、各地域の実情や地域農業者等の意向を踏まえて、町総合計画、都市計画等と十分整合性を図り、圃場整備、農道整備、農業用排水路等農業生産基盤の整備を進める。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本町の農地面積は、都市化・工業化の進展等により、減少傾向にある。また、農業就業人口の減少や高齢化の進行等により、耕作放棄地の増加が懸念されている。

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給はもとより、国土の保全等農業が持つ多面的機能の維持増進を図るためにも、農地を効率的に利用し、保全することが重要である。特に、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備対象地等優良な農地は今後とも良好な状態で維持保全を図る。

また、集落営農組織等の担い手への農地の利用集積や良好な営農条件を確保するための農業生産基盤の整備により、有効活用を図る。併せて、農作業の体験や市民農園等の利用を推進し、耕作放棄地の利活用を図る。

面的な広がりを持つ農地等は、安定的な農業生産や快適な景観の形成など多面的な機能を有していることから、地域ぐるみで保全に取り組むことが重要である。日本型直接支払制度を活用して、農地、農業用水路、農道等の適切な保全管理活動を行い、良好な状態での保全を図る。

2 農用地等保全整備計画

農用地等を保全するため、農業生産基盤の整備を図り、区画の改良、農道の整備、かんがい排水施設の整備、排水不良地区の改良等を進める。耕作放棄地については、集落営農等地域ぐるみで発生の防止、解消に努める。また、町農業公社の事業を活用した農作業の受委託や農地利用集積円滑化事業（農地売買等事業、農作業受託、農地の集団化・集落営農の支援）及び農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）及び農地中間管理機構の活用により、農地の利用集積を図る。

3 農用地等の保全のための活動

農地中間管理機構を活用した、農地の貸借事業や利用権設定等促進事業により農地の流動化を促進し、耕作放棄地の解消や農用地の利用促進を図る。また、集落営農組織や認定農業者へ農作業の受委託を推進し、農業従事者の高齢化や農業労働力不足に対処する。

日本型直接支払制度を各地域で実施し、地域ぐるみで農地・農業用水路等の保全管理や農村地域の環境保全等に取り組み、将来にわたって農用地等の保全向上の活動を進める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町では、平坦で肥沃な農地と豊富な水資源に恵まれているなど良好な自然条件と、首都圏をはじめ全国へのマーケット展開が可能な地理的な優位性を活かし、水稻・麦を中心に、いちご、トマト、にら、アスパラガス、たまねぎなどの多様な野菜の生産や畜産などが複合した農業が展開されている。

しかし、近年は国内外との産地間競争が激化し、農畜産物価格が低迷するなかで、流通経費や資材価格などが上昇し、農業の収益性が低下してきていることから、より効率的で低コストな農業の展開や、多様なニーズに対応した生産・販売を促進していく。また、農薬の適正使用や農産物の衛生管理の徹底など、食品の生産・供給者として農業者や産地において、消費者に的確な情報を発信するなどの責任ある活動を促進し、消費者の信頼に応え、持続的・安定的な農業経営を目指す。

このため、将来（概ね10年後）の農業経営の目標を明らかにし、本町農業の中核を担う効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図ることとする。

具体的な経営の目標としては、農業従事者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり年間580万円程度）、年間総労働時間（主たる農業従事者1経営体当たり年間2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、目標とする主要な営農類型を次のとおり定める。

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
家族経営	水稻+麦	15ha	水稻 9ha 麦 6ha	20戸	132.8ha
	いちご+水稻	2. 9ha	いちご 0. 4ha 水稻 2. 5ha		
	冬春トマト+水稻	3. 1ha	冬春トマト 0. 6ha 水稻 2. 5ha		
	にら+水稻	3. 2ha	にら 0. 7ha 水稻 2. 5ha	180戸	261ha
	アスパラガス + 水稻	3. 0ha	アスパラガス 0. 5ha 水稻 2. 5ha		
	夏秋なす+ゆうがお ねぎ(玉葱)+水稻	3. 5ha	夏秋なす 0. 6ha ゆうがお 0. 1ha ねぎ 0. 3ha 水稻 2. 5ha	15戸	10.9ha
	花き	0. 3ha	(例)バラ 0.3ha	10戸	0ha
	酪農	80頭 13ha	成牛 60頭 育成牛 20頭 飼料作物 13ha		
	肉用牛 (肉専肥育)	120頭	肉牛 120頭	20戸	-
組織経営	養豚+水稻	100頭 2. 5ha	母豚 100頭 水稻 2. 5ha		
	水稻+麦	50ha	水稻 30ha 麦 20ha	5戸	187.3ha
合 計				250戸	592ha

組織経営体の主たる農業従事者 1人当たりの所得目標は、個別経営体の 1 経営体当たりの所得目標と同額とする。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業従事者の高齢化や兼業化が進行する中、農用地の保全と効率的な活用を図るため、「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」や「人・農地プラン」に基づき利用権設定等促進事業による利用集積や農作業受委託を進める。また、効率的・安定的な経営を目指す認定農業者を育成し、認定農業者等の担い手を中心とした農業生産組織や集落営農組織による農業経営・農作業の推進や、経営規模の拡大や農地の有効利用による、効率的な生産体制を

確立する。

作付地の集団化、農用地の効率的な利用を促進するほか、耕種農家と畜産農家が連携し、畜産農家が製造した堆肥を用いた地力の維持増進等を図る。

また、農業就業者が減少する中、高齢農業者や女性農業者が農業生産活動の継続あるいは地域のサポートといった面からも重要な役割を有している。高齢農業者が自身で農業を営んでいけるよう、地域内外での助け合い活動への支援を進める。また、高齢農業者や女性農業者が知識や技術を活かした、地域活性化等の面での活動を積極的に進められるよう、世代間交流や地域文化の伝承活動の支援等を促進していく。さらに、農作業の体験や市民農園等を推進し、近年増加の傾向にある耕作放棄地の解消や発生防止に努める。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 農地流動化対策

町、農業委員会、農業公社、農業協同組合等が一体となって、農地保有合理化事業や農業経営基盤強化促進事業を中心とした、各種の農地流動化事業に積極的に取り組み、より効果的な農地の流動化を推進する。

農業公社等が、町内各農家に、農地流動化対策についての啓発を行い、土地利用型農業に意欲的な農業者に対しては、農業委員会、農業公社などによる農地流動化の掘り起こし活動を通じた、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に、両者が適切に結びついた利用権設定等を進める。また、農地売買の斡旋や調整を行う等農地の流動化を促進する。

(2) 集落営農組織の育成・強化

本町の米、麦等の土地利用型農業では、各地域に集落営農組織が組織され、積極的に農地の利用集積、機械施設の共同利用、担い手の育成確保等を進めており、集落営農組織は地域農業を支える上で、重要な役割を果たしている。これからも、施設園芸を指向する農家や高齢化で労働力が不足している農家等と調整し、農地集積や農作業受託による規模拡大により、効率的で安定的な土地利用型農業を目指す。

また、農作業や機械施設の利用等については組合員の総意により地域の実情に応じた運営を行い、地域ぐるみで集落営農組織活動を進める。

(3) 農業生産組織の育成

農業生産組織は、農業生産から販売に至る農業生産活動を組織的に行い、生産性の向上や有利販売等を実現するための重要な組織である。このため、作物別の生産組織を中心とした機械施設の共同利用・共同出荷、生産技術の向上、土づくり等を推進し、地域毎に産地化を図る。また、これらの組織において、参加農家の合意により、各地域の実情に応じた地域の農業労働力調整や農地利用調整を進め、農業経営の安定化を図る。

中心となる経営体と連携する兼業農家・自給的農家が、農地の貸し付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割をそれぞれ分担し、農業機械施設の適正な導入及び既存機械施設の効率的活用や営農の集団化に取組むことにより、生産コストの低減を図る。

(4) 地力の維持増進対策

環境保全型農業への関心が高まる中、土づくりは環境と調和のとれた農業生産活動の基礎であるため、耕種農家と畜産農家の連携により、家畜の排せつ物を利活用した堆肥による土づくりを推進して地力の維持増進に努める。

また、堆肥等の有機物の施用の他に、深耕による作土層の確保、暗渠等による透水性の確保、適切な土壤診断、輪作や田畠輪換による連作回避、緑肥作物の栽培等により、土づくりを行い、施肥の合理化や土壤管理の適正化に努める。

土地生産性を維持向上しつつ、有機物資源の有効活用や、化学肥料・農薬等の生産資材の使用に伴う環境への影響の軽減等を図るなど、環境に配慮した農業生産に努める。

(5) 耕作放棄地の発生防止

耕作放棄地発生の理由の一つである農業労働力不足に対応するため、認定農業者や集落営農組織への農地の利用集積を推進する。

近年は、世界的な穀物価格の高騰や食料需給の不安定さが拡大していることから、飼料自給率の向上に向けて、不作付け地などへの飼料作物の作付けを推進する。

また、耕作放棄地に市民農園、体験農園等を整備して都市住民との交流の場として活用保全する。

(6) 6次産業化の推進

産地間競争の激化や消費者ニーズに対応するため、周年供給体制を確立するなどブランド化を推進する。また、農産物の生産に加えて、付加価値を高める加工や、地産地消を含め新たな販売戦略による販路開拓など、6次産業化を推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

効率的かつ安定的な農業経営の指標として示した主要な営農類型を基本として生産振興を図るものとし、地域の中心となる経営体（集落営農組織や認定農業者等）を中心とした農業生産体制の確立と農業近代化施設の整備を図り、首都圏への食料の供給基地として、生産性の向上に努める。

(1) 水稲

米については、本町農業の中心となる極めて重要な作物であり、米の消費量が減少するなかで、生産調整が年々強化され、米価も下落傾向にあることから、所得の確保を図るため、生産コストを削減することが重要になっている。

このため、低コスト、省力技術の普及定着の推進とともに規模拡大を推進し、効率的かつ安定的な経営体を育成する。

また、新規需要米（米粉用米・飼料用米・WCS用稻）、加工用米及び備蓄用米、さらに麦、大豆等を適切に組み合わせた生産体系を推進し、経営体の収益向上と農地の利用率の向上を図る。

更には、効率的な農作業や安定的な農業用水を確保するため、環境と調和した土地基盤の整備、農業用排水路の整備、適正な維持管理の実施を推進する。

(2) 野菜

首都圏に位置する地理的優位性を生かし、多様な野菜が生産されているが、近年は国内外との産地間競争が激化するなかで、担い手不足が深刻化し、生産農家、生産量とも減少傾向にある。

のことから、産地の競争力を高め、収益力の高い農業経営を実現していくため、関係機関と連携し、品質向上対策、安心安全対策の徹底や、周年出荷、新技術や新品種導入などへの取組を推進する。

また、加工・業務需要に向けての生産供給体制づくりや、地域の特色ある農産物を活用した農産加工品の製造・販売など、多様なニーズに対応した生産や販売を促進する。

(3) 花き

長引く景気低迷による需要の低迷に加え、輸入切花が増加していることや販売価格が低迷していることにより、収益性が低下している。

今後は、周辺農地を含めた生産者の組織間の連携を進めるなど、出荷販売体制の整備に努めるとともに、地域特性を最大限に活かした高品質で日持ち性の高い花き生産や新たな需要の開拓による流通の活性化、消費拡大に向けた取組を促進する。

(4) 畜産

本町では、酪農及び肉用牛、豚の生産が行われているが、都市化が進展する中で、地域社会や自然環境に配慮した経営や、家畜排せつ物の適正な処理、保管、利用が求められている。また、口蹄疫、BSEの家畜防疫対策を講じるとともに、飼料価格が高止まりするなかで、自給飼料の安定供給を推進するなど、安心安全な畜産物生産の推進が求められている。

このことから、適正な飼養規模による計画的な経営を確立するとともに、生産コストの低減や飼養管理技術の高度化などによる生産性の向上、環境と調和した生産や家畜排せつ物の適正な処理の実践により、安定的な畜産経営を促進する。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
栽培管理施設 「パイプハウス」	位置は未定 (いちご、きゅうり、なす、にら、アスパラ、ゴーヤ等)	上三川全 地区	0～50a	3～5戸	認定農業者 認定就農者		まちづくり補助金

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

地域農業の確立を図るために、土地基盤の整備とともに担い手の確保が重要である。このため、認定農業者や集落営農組織の育成をはじめ、女性農業者、高齢農業者等多様な担い手を育成・確保する。また、本町における新規就農者は過去5年間で30人である。農家世帯の高齢化や農業後継者不足の中で、次の世代へ農業の円滑な継承を進める上で、新規就農者の育成・確保は重要であり、新規就農希望者の情報の関係機関での共有化、就農希望者への情報の提供や就農相談の充実、農業技術習得研修の充実等就農支援体制の整備を進める。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

農業の担い手を育成確保するためには、就農者が農畜産物の生産から販売にわたる各種の農業情報の共有化ができるシステムを構築することが重要である。このため、パソコン等による情報の高度化・ネットワーク化を進める。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

町農業公社をはじめ関係機関が一体となって、新規就農希望者等に対する相談・支援活動を行うとともに、円滑な就農のための農業技術・経営の研修等の開催、青年就農給付金・農業制度資金や農地等に関する情報の提供を行う。また、町農業公社が行う農地保有合理化事業等を活用し、農業の担い手等に対する農地の利用集積、利用権の設定等を進める。

女性農業者の活動支援としては、家族経営協定の締結や資質向上のための研修会の開催、女性の農業委員への登用を進め、併せて青年農業者の就農環境の改善を進める。

さらに、農業生産組織の育成、農業ヘルパーやコントラクター制度の充実等地域で農業を支える体制づくりを進める。

なお、食育の推進を図る中で、学校や地域農業者との連携により、小・中学生に対し農業への関心の醸成を図るとともに、都市部の消費者と地元農業生産者とがふれあう場である農産物直売所・観光農園等について情報提供を行うとともに、6次産業化を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本町の産業は、従来は米と地域特産物のかんぴょうの生産による農業を主としたものであったが、大規模な自動車産業や関連企業等の進出により、田園工業都市へと変貌し、発展してきた。

このような状況の中でも、首都圏から90km圏域内という立地条件を活かして首都圏への生鮮食料品の供給基地として農業を振興し、県内でも有数の野菜産地としての地位を築いてきた。

しかし、若年労働を中心とした労働力の他産業への流出により、農業従事者については高齢者や女性の占める割合が増加している。このため、地域農業の担い手の育成や集落営農の推進により、地域農業の持続的な振興を図ることとする。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

若年の農業従事者や農業後継者の農業への専業従事を促進するためや兼業農家の他産業への安定就労を志向する者のためにも、農業生産基盤の整備を図るとともに、集落営農や農業経営基盤強化促進事業の活用により認定農業者等地域農業の担い手に農地の利用集積を図る。また、農産物の付加価値を高める農産物加工所や農産物直売所・観光農園をはじめとした企業的経営等への就業機会の確保に努める。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本町では、大規模な自動車製造工場の操業及び関連企業等の進出により工業化が進むと共に、北関東自動車道の開通、宇都宮上三川 IC 周辺の開発等により、都市化が進展している。このため、近年、農業・農村を取り巻く環境は大きく変化してきている。農村地域では生活環境施設の整備の要望も高く、水質汚濁等環境面での改善も求められている。また、農村地域での混住化、兼業化が進む中、地域の連帯感も薄れてきている。

今後、農村地域の生活環境を整備するとともに、地域での自主的なコミュニティ活動を進め連帯感の向上を図る。また、生活道路や身近な公園、コミュニティー施設、下水・排水処理施設等の整備を総合的に進め、良好な自然環境・景観、農村環境の創出や地域の活性化を図る。

(1) 安全性

火災や水害・震災等の災害に対し、その被害を最小限に食い止めるため、地域の初期消火・防災体制及び広域消防体制の中で常備消防力を強化する。災害応急体制については、情報伝達体制を整備し、応急給水、食料の確保に努め、実効的な対策の充実を図る。また、普段から町民の防災意識を高めるとともに、消防施設の充実や自主防災組織を育成する等災害に強い町づくりを進める。

治水機能の強化に向け、河川改修を計画的に進めるとともに、自然環境や景観の保全のため水辺空間の整備を図る。

防犯面では、夜間の犯罪防止と安全性の確保のため、街路灯及び防犯灯の適正配置を進め る。

(2) 保健性

ゴミ処理については、限られた資源の有効活用とゴミの減量化を図るため、分別収集を徹底し、リサイクルの拡大に努める。

農業用水を始めとした公共水域の汚濁を防止し、健康で快適な生活環境を維持するため、公共下水道の整備や農業集落排水施設の適切な保全管理及び合併処理浄化槽設置促進等総合的な対策を講じる。

上水道については、約 85.4 % の普及率となっているが、今後、配水管の整備を進め、給水区域内の未普及区域の解消に努める。

健康づくりでは、平成 20 年 6 月にオープンした上三川いきいきプラザを拠点として、子育て支援、疾病予防等の保健サービスの充実に努める。また、医療体制については広域的な連携を一層強化し、地域医療体制の充実を図る。

(3) 利便性

本町には、北関東自動車道、新国道4号、国道352号等の広域幹線道路があり、交通条件は向上している。町道は日常生活に密着した道路として、安全性・利便性が確保されるよう順次整備を進めるとともに、通学路の確保、歩車道分離道路の整備、交通危険箇所の改善等総合的な道路・交通体系を確立する。農道についても、農業機械の大型化が進んでいることや生活道路的な役割を果たしていることもあり、地域の状況に応じ、整備改良を進める。

公共交通では、民間会社のバス路線が5路線あるが、日常生活の利便性や今後の高齢化社会の進展に対応するため、バス路線の維持・確保及び新たにデマンド交通を運行開始し、農村地域の利便性を確保している。情報通信技術が進歩する中、行政や農業についての情報化を推進し、利便性の向上を図る。

(4) 快適性

本町は、鬼怒川等の河川や田園空間等豊かな自然環境・景観を有しており、これらを活かした親水公園、緑地の整備を進める。

少子化や都市化の進展等により、家庭や地域において子育てに関する不安や負担感が増大しているため、子育て支援サービスの充実を図る。

急速に高齢化が進行し、高齢者支援の充実が求められており、高齢者の生きがい対策の推進や高齢者関連施設の整備・確保を図る。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付図

別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）

別記 農用地利用計画

（1）農用地区域

- ア 現況農用地等に係る農用地区域
別記明細のとおり
- イ 現況森林、原野等に係る農用地区域
該当なし

（2）用途区分

別記明細のとおり